

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

堺商事株式会社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、次の各事項を念頭において事業活動を行うため、この基本方針を定める。

- ① 株主の権利行使のための環境整備や株主の実質的平等の確保
- ② 取引先、債権者、地域社会、従業員など様々なステークホルダーとの適切な協働
- ③ 会社情報の適切な開示、透明性の確保
- ④ 取締役会による業務執行の監督機能の実効性の確保
- ⑤ 株主や投資家との建設的な対話の実施

第 1 章 株主との関係

(株主総会における権利行使)

第 1 条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、以下の対応の実施に努める。

- ① 招集通知を株主総会の 3 週間以上前に発送すること
- ② より多くの株主が株主総会に出席できるよう、適切な日程を設定すること
- ③ 議決権電子行使プラットフォームの利用など、株主の利便性を確保すること
- ④ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が株主総会において自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望されたときは、信託銀行等と協議をして検討すること

(資本政策の基本的な方針)

第 2 条 当社は、中長期的な視点での利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、財務状況、投資計画等を勘案しながら、年間連結配当性向 25%以上を目安とし、年 2 回の配当を行う。

- 2 市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に自己株式の取得を実施する。
- 3 増資や MBO など株主の利益に大きく影響を及ぼすような資本政策を行うときは、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努める。

(政策保有株式に関する方針ならびに政策保有株式にかかる議決権行使の方針)

第 3 条 当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、また、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有する。また、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直す。当社の株式を政策保有株式として保有して

いる会社から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととする。

2 政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するため、以下の基準に沿ったうえで総合的に判断する。

- (1) 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断する。
- (2) 一定期間連続して業績赤字で改善傾向にない場合、また反社会的行為や法令違反等の重大な懸念事項が生じている場合は、企業価値向上に向けた考え方を当該企業に確認したうえで、議案ごとに賛否を総合的に判断する。

第 2 章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの適切な協働)

第 4 条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が当社の株主だけでなく様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらステークホルダーとの適切な協働に努める。

(経営理念、企業行動基本方針、品質・環境方針)

第 5 条 当社は、以下の「経営理念」、「企業行動基本方針」及び「品質・環境方針」に基づき、透明かつ公正な経営体制の下で事業活動を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努める。また、これらの理念や方針の精神を社内に徹底し、企業倫理の確立を図る。

<経営理念>

社会にとって存在感のある企業を、社員にとって働き甲斐のある会社を目指す

<企業行動基本方針>

- 顧客のニーズを適切に把握することに努め、社会に有用な商品及びサービスを提供し、顧客の満足と信頼を獲得します。
- 法令を遵守することはもちろん、常に社会的良識に沿った行動に努めるとともに、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持ちません。
- 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- 地球環境への配慮を経営の重点課題と位置づけ、企業活動の全領域で環境との共生に努めます。
- 良き企業市民として、人権を尊重し、社会貢献活動に取り組みます。
- 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、豊かでゆとりある暮らしの実現に努めます。

<品質・環境方針>

- 「基本理念」に基づき、品質・環境マネジメントシステムを構築・運用・維持するとともに継続的に改善する。
- 顧客の要求事項に適合し、社会に有用な商品、サービスを提供することにより、顧客満足の実現及び向上を目指す。
- 顧客の環境負荷の低減と汚染の予防に寄与する、環境改善商品の開発・販売を行うとともに、環境汚染の予防及び環境保護に努める。
- 法規制及び当社が同意するその他の要求事項を順守する。

(多様性の確保)

第 6 条 当社は、様々な価値観の存在が企業の持続的な成長を確保するうえでの強みとなることを十分に認識し、子育てと仕事の両立を実現するため、育児休業や短時間勤務など、多様なライフスタイルに応じて従業員の誰もが継続的に活躍できる環境作りに努める。

(内部通報)

- 第 7 条 当社は、違法または不適切な行為等があった場合、社内だけでなく社外（顧問弁護士）にも直接内部通報ができる体制を構築する。
- 2 コンプライアンス担当取締役は、必要に応じて、内部通報体制の運用状況について確認するとともに、取締役会に運用状況を報告する。
 - 3 通報者を保護するため、不利益取扱いの禁止を内部通報に係る社内規程において明確に定める。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第 8 条 当社は、確定給付企業年金の積み立て運用について基本方針を定め、将来にわたって健全な制度運用にすため、資産構成割合を定める。また、運用機関に対するモニタリング機能を発揮できるよう、人事担当取締役を運用責任者として、人事部門、経理・財務部門の担当者を配置し、定期的に受託機関と連絡を取り、運用状況を確認する。

第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

- 第 9 条 当社は、情報開示が重要であることを認識し、会社法その他の法令及び東京証券取引所の規則等に基づく開示事項だけでなく、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）についても、当社ホームページ等で適切かつ適時に開示するよう努める。
- 2 当社の経営理念及び中期経営計画を当社ホームページに掲載し、必要に応じて、株主総会等で説明する。

(経営理念・経営計画

http://www.sakaitrading.co.jp/financial/medium-term_management_plan.html)

第 4 章 コーポレート・ガバナンスの体制

(取締役会の役割・責務)

- 第 10 条 取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針や事業計画、資金計画、子会社の設立など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。
- 2 取締役会は、取締役会規則に決議事項を明確化し、その他の事項については取締役に委任する。なお、取締役会は、重要課題の審議の充実を図るため、常勤取締役及び常勤監査役で構成される経営会議のほか組織横断的な各種の委員会を設け、様々な観点からの検討を行って適正な意思決定に努める。かかる検討を踏まえ、取締役は、経営方針の策定とそれに基づく業務執行の監督を主務とし、機動的な意思決定を行う。
 - 3 取締役会は、中期経営計画の達成度及び業務目標の業績評価を定期的実施し、かかる評価結果に基づき、取締役の人事を行う。
 - 4 取締役会は、コンプライアンスを含む内部統制及びリスク管理体制の運用状況を担当取締役に報告させ、その監督を実施する。

(取締役会の構成・取締役の選任の方針)

- 第 11 条 取締役の員数は、取締役会の活性化と実効性の向上及び意思決定の迅速化の観点から 10 名以内とし、優れた商品・サービスの提供及び企業の持続的な成長を実現するため、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスや多様性が確保されるよう努める。
- 2 取締役の選任に関する方針及びその手続は、次の通りとする。

<取締役の選任に関する方針>

- 取締役（社内）は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者を選任する。
- 社外取締役は、別紙の独立性基準に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行するため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有すると認められる者を選任する。

<取締役の選任に関する手続>

取締役の選任に関する方針に従い、最高経営責任者（社長）が作成する取締役候補者の選任案を基に、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議する。

(取締役の報酬等)

第12条 取締役の報酬は、以下の通り基本報酬に加え、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、短期インセンティブとして業績と連動した年次賞与を設定する。

<基本報酬>

全取締役に対する報酬総額月額1,200万円以内で、毎年定時株主総会後の取締役会で企業業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個別の報酬額を決定する。

<賞与>

定時株主総会にて賞与支給議案が承認された後の取締役会において、企業業績や経営内容等を総合的に考慮し、個別の支給額を決定する。

(監査役会・監査役の役割)

第13条 監査役は、監査役会で策定する監査方針及び監査計画に基づき、取締役会の意思決定と取締役の業務執行を監査し、経営の透明性と適法性を確保する。

- 2 各監査役は、それぞれ独立した客観的な立場から監査を行うとともに監査結果について意見交換や重要事項の協議等を行う。
- 3 各監査役は、取締役会において積極的かつ能動的に発言し、最高経営責任者（社長）との間で定期的に意見交換を行うほか、取締役、監査部及び内部統制部門から各職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人とも監査の立会いや意見交換を通じて連携を深める。

(取締役・監査役の支援体制)

第14条 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の資料その他当社経営に関する重要な資料が取締役及び監査役に速やかに提供されるよう努める。また、取締役及び監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、積極的に情報・資料の提供を求める。

- 2 当社は、必要に応じて取締役及び監査役と内部監査部門が情報交換を行うことのできる体制とする。また、社外取締役や社外監査役の指示により、関係各部門が会社の情報を提供し、社内との連絡・調整を行う。
- 3 取締役及び監査役は、必要に応じてコンサルタントや弁護士等の外部の専門家の助言を活用する。その費用は当社が負担する。

(取締役・監査役のトレーニング方針)

第15条 当社は、取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすため、以下のトレーニング方針に従い、必要なトレーニング及び情報提供を実施する。その費用は当社が負担する。

<トレーニング方針>

取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施する。

- 取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や事業戦略・課題等に関する研修を継続的に実施する。
- 上記に加えて、独立社外取締役及び独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施する。
- 独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、当社の事業戦略・課題等について、必要な情報提供を行う。

第 5 章 株主等との対話

(基本的な考え方)

第16条 当社は、IR活動を通じ、株主や投資家等に対し、業績状況等に関する情報を適時開示するとともに、株主や投資家等との対話を充実させ、当社への信頼と理解を得ることを方針とする。

- 2 IR担当取締役がIR担当部門をはじめ、経営企画部や経理部等の関連部署との情報共有を密にし、連携を図る。
- 3 機関投資家・アナリストとの面談やWEB会議に積極的に対応する。また、必要に応じ、社長またはIR担当取締役が説明を行う。
- 4 インサイダー取引防止規程を策定してインサイダー情報を管理するとともに、決算発表前の一定期間をサイレント期間とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控える。ただし、サイレント期間中に業績予想を大きく外れる見込みとなった場合は、適宜情報開示を行うものとする。

以 上

2021年3月1日制定

別紙

<独立社外役員の独立性判断基準>

当社の社外役員については、原則として以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有する者と判断する。

1. 過去10年間において、当社または当社の親会社・兄弟会社・子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役または使用人(以下、「業務執行者」という)であった者
2. 当社の現在の大株主(議決権の5%以上を直接または間接的に保有している株主をいう)またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう)またはその業務執行者
4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
5. 過去3年間において、2～4に該当していた者
6. 当社グループから過去3年間の平均で1,000万円以上の寄付を受けた法人その他の団体の業務執行者
7. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人その他の団体である場合は当該団体に所属する者を含む)
8. 当社グループの業務執行者を取締役として受入れている会社の業務執行者
9. 上記1～8に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以 上